○防衛省告示第百六十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年九月六日（予備、同月七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年九月六日（予備、同月七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年九月六日（予備、同月七日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年九月九日（予備、同月十日及び同月十一日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年九月十二日及び同月十三日（予備、同月十四日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年九月十二日及び同月十三日（予備、同月十四日）までの間、〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年九月十六日及び同月十七日（予備、同月十八日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(イ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(ウ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月三十一日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年九月十六日及び同月十七日（予備、同月十八日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

報告書受領

八月二十八日羽入国立国会図書館長から大島議長宛、平成二十八年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

参議院

報告書受領

八月二十八日国立国会図書館長から、国立国会図書館法第六条の規定による平成二十八年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。